

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月14日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 21 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主排気筒放射線モニタサンプルポンプ(A)点検において、サンプルポンプ運転積算時間計に動作不良(運転時間を積算しない)が認められたため、対応検討。	D	
2	1号機	復水脱塩装置において、再生用水の圧力低下を示す表示が発生(1回/3日)したため、原因を調査。	D	
3	1号機	非常用ディーゼル発電設備(B)において、清水膨張タンク液位計指示が一時的にハンチングしたことが認められたため、原因調査。	D	
4	2号機	所内バッテリー(24V)点検において、セル上側シール部に小さな亀裂(3セル:液漏れなし)が認められたため、対応検討。	D	
5	2号機	制御棒駆動機構(34-19)において、温度指示が一時的に変動したことが認められ、温度検出器の不良が考えられるため、当該温度検出器を点検。	D	
6	3号機	高圧タービンの点検において、当該タービンロータの残留磁束測定値に判定値外れが認められたため、当該残留磁束を除去。	D	
7	3号機	原子炉建屋低圧炉心スプレィポンプ室空調機用電動機点検において、ファン取付キーに摩耗が認められたため、当該キーを交換。	D	
8	3号機	計装用圧縮空気系空気圧縮機(A)用電動機点検において、負荷側・反負荷側軸受ケースに磨耗が認められたため、当該軸受ケースを補修。	D	
9	3号機	中間停止後のプラント再起動中、炉心性能計算機の表示不良(プログラムのバグ)が認められたため、当該不具合を修理。	D	
10	3号機	復水浄化ポンプ(C)用電動機点検の回転子の引き抜き作業において、固定子コイルに接触による傷(絶縁材のはがれ)をつけたことが認められたため、当該固定子コイルを補修。	C	・H20年11月13日再審議にてグレード変更「D」C」
11	3号機	制御棒駆動機構スクラム排出容器水位検出器(A,B)取替に伴う検査において、当該水位計弁(12個)にシートリークが認められたため、当該弁を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	復水器過装置制御盤監視用ITVにおいて、映像不良(映らない)が認められたため、当該ITVカメラを補修。	D	
13	3号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン(B)駆動機構点検において、低圧蒸気加減弁3弁の上部レバーピンに摩耗が認められたため、当該レバーピンを交換。	D	
14	3号機	原子炉圧力容器水抜き作業において、原子炉再循環ポンプ(A)除染配管2次ドレン弁にシートリーク及び固着が認められたため、当該弁を点検。	D	
15	3号機	タービン建屋加熱蒸気及び戻り系コンデンサ入口弁グランド部より水の漏えい(約10.2リットル)が認められたため、汚染なし確認後清掃及び当該入口弁グランド部を補修。	D	
16	4号機	海水熱交換器建屋中央側スチームドレンサンプポンプ(B)試運転時、当該ポンプ吐出圧力計(仮設)の指示値不良(指示が確認できない)が認められたため、圧力検出ラインを点検。	D	
17	4号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器(A)出口導電率記録計(中操)において、指示値に不良(現場0.057 $\mu$ S/cmに対し0.020 $\mu$ S/cm)が認められるため、当該記録計を点検。	D	
18	その他	気象観測用超音波式風向風速計(地上高10m)点検において、風向風速計の検出部不良(受波波形信号レベルが低くなっている)が認められたため、当該検出部を交換。	D	
19	その他	一次水処理設備前処理装置室オープントレンチ内の電源ケーブルに亀裂(3本)が認められたため、当該ケーブルを補修。	D	
20	その他	一次水処理設備苛性ソーダ注入ポンプのケースに油のにじみが認められたため、当該ポンプを点検。	D	
21	その他	一次水処理設備廃液ポンプ流量計において、指示不良(スティック)が認められたため、当該計器を点検。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象  
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象  
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電 話 0240-25-1353